

議会議案第5号

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部改正に  
ついて

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出し  
ます。

平成29年12月22日

議会運営委員会委員長 清川久義

(提案理由) □ 述

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例（平成16年五島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「433,000円」を「421,000円」に、「351,000円」を「341,000円」に、「335,000円」を「325,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は、改正部分)

五島市議会議員の議員報酬、費用弁償等支給条例(平成16年五島市条例第39号)

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬(以下「報酬」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>421,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>341,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>325,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬(以下「報酬」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>433,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>351,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>335,000円</u></p>

議会議案第 6 号

難病医療費助成制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 29 年 12 月 22 日

文教厚生委員会委員長 明 石 博 文

( 提案理由 )      □ 述

## 難病医療費助成制度の改善を求める意見書

2014年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

この結果、厚労省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、認定基準が厳しくなったこと等があります。

難病の患者に対する医療等に関する法律の第1条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。」と定められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されることを求めます。

### 記

- 1．既認定者に対する経過措置（自己負担限度額緩和、入院時食費の1/2給付、新重症度分類に該当しなくても認定の効力を有する）を、2018年1月1日以降も延長すること。
- 1．下記事項について2014年12月以前の取り扱いに戻すこと。
  - 市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。
  - 調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
  - 入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
  - いわゆる「軽度者」の対象除外を行わないよう、56疾患の認定基準を2014年12月以前より厳しくしないこと。
- 1．月額自己負担上限は患者単位とし限度額を2014年12月までの基準に引き下げること。
- 1．患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。
- 1．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む。）にあたって必要な臨床調査個人票、診断書の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

長崎県五島市議会